

岩倉市新規就農者確保緊急対策初期投資促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者が経営を確立できるよう、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）に定める要件を満たす交付対象者に対して予算の範囲内で交付する岩倉市新規就農者確保緊急対策初期投資促進事業助成金（以下「助成金」という。）について、緊急対策実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者の要件)

第2条 助成金の交付対象者は、緊急対策実施要綱別記6第5の1のとおりとする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、緊急対策実施要綱別記6第5の2のとおりとする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業を実施する際に必要となる経費とし、1,000万円を限度とする。ただし、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱（令和4年12月21日施行。以下「経営開始資金交付要綱」という。）による経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、緊急対策実施要綱別記6第5の3(2)の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前項の限度額に1.5を乗じて得た額を補助対象経費の限度額とする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、補助対象経費（その額が前条に規定する限度額を超えている場合は、当該限度額）に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(初期投資促進事業計画等の承認)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急対策実施要綱別記6第6の1の規定に基づき、農業経営基盤強化促

進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に岩倉市新規就農者確保緊急対策初期投資促進事業申請追加資料（様式第1。以下「申請追加資料」という。）を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、青年等就農計画及び申請追加資料（以下「初期投資促進事業計画等」という。）の内容について審査し、緊急対策実施要綱別記6第9の2(3)の規定により愛知県の承認を受けた市町村初期投資促進計画事業計画に基づくものと認められる場合は、当該初期投資促進事業計画等を承認し、初期投資促進事業計画等承認通知書（様式第2）によりその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定は、初期投資促進事業計画等を変更する場合に準用する。
（交付の申請）

第7条 申請者は、緊急対策実施要綱別記6第6の3の規定に基づき、岩倉市新規就農者確保緊急対策初期投資促進事業助成金交付申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、助成金の交付を決定し、岩倉市新規就農者確保緊急対策初期投資促進事業助成金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

（実績報告）

第10条 交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、初期投資促進事業計画等に記載された取組を完了したときは、緊急対策実施要綱別記6第6の4の規定に基づき、岩倉市新規就農者確保緊急対策初期投資促進事業助成金実績報告兼支払請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該書類を審

査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る取組の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 第16条第1項ただし書の規定による市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(就農状況報告等)

第14条 交付決定者は、補助事業を実施した年度（以下「補助事業実施年度」という。）の翌年度から初期投資促進事業計画等に定めた目標年度（補助事業実施年度の4年後の年度をいう。以下同じ。）の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までに、その直前の6か月の就農状況を、就農状況報告書(独立・自営就農)（様式第6）により市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、初期投資促進事業計画等に定めた目標年度までに氏名、住所等を変更した場合は、その変更後1か月以内に住所等変更届（様式第7）を市長に提出しなければならない。ただし、経営開始資金交付要綱第10条第3項の規定による報告をした場合は、当該報告をもって住所等変更届を提出したものとみなす。

(助成事業により整備した機械、施設等の管理運営等)

第15条 交付対象者は、助成事業により整備した機械、施設等（以下「助成施設等」という。）に係る耐用年数に相当する期間に準じて、助成施設

等の処分制限期間を設定し、市長に報告しなければならない。

- 2 交付対象者は、助成施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を整備し、備え置かなければならない。
- 3 交付対象者は、助成施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成し、整備し、及び保存するものとする。
- 4 交付対象者は、前項の規定により作成した助成施設等の管理運営日誌、利用簿等を、各年度に少なくとも一度、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により提出された管理運営日誌、利用簿等により、助成施設等の管理状況を把握するとともに、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、助成施設等の適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

(処分制限)

第16条 交付対象者は、前条第1項の規定により設定した助成施設等の処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に対し、当該承認に係る助成施設等の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(災害の報告)

第17条 交付対象者は、助成施設等が処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(増築等に伴う手続)

第18条 交付対象者は、助成施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。